

確定申告等に関して

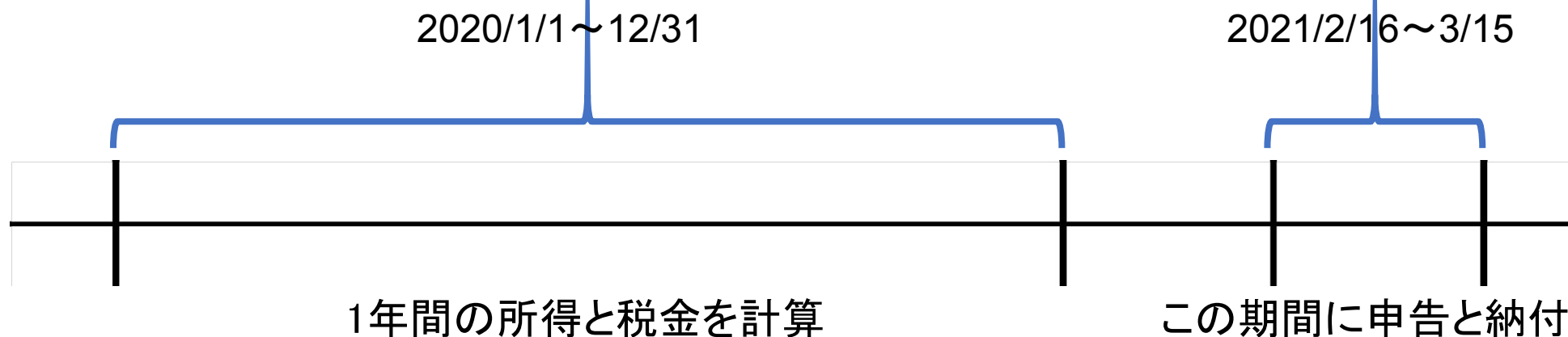
2020年版

①確定申告とは

確定申告とは、個人や法人が納税額を確定させるにあたり、申告手続きをすることをいいます。

個人の場合、毎年1月1日から12月31日までの1年間で得たすべての所得金額とこれに対する所得税および復興特別所得税を計算し、納税者本人もしくは代理人にあたる税理士等が、原則として翌年の2月16日から3月15日までの間に、税務署に申告する手続きをします。

(2021年の場合は、2月16日の火曜日から申告開始)



②確定申告が必要な人

当社のライバーとして報酬を受け取っている個人の方に関しては、原則として**確定申告が必要**となります。

確定申告が必要な場合についてこちらの国税庁のページに記載があります。これに該当しない場合は、確定申告をする必要はありません。

確定申告が必要な方

※この後の項目⑤にも記載していますが、当社担当者に確定申告が必要かどうかを質問されても回答することはできません。

確定申告が必要かどうか不明な場合は、税務署に問い合わせるか、税理士にご相談ください。

③確定申告の方法

確定申告の必要な人は、①の期間内に申告手続きをします。
申告に必要な書類は国税庁のWEBサイトで入手できるので、WEB上で手続を済ませることも可能ですし、紙に印刷して提出することもできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

自分でやるのが難しい、忙しくてやる時間がない、という人は、税理士に依頼して申告業務を依頼する方法もあります。

④確定申告をしない場合-1

確定申告が必要な人で、確定申告をせず、納付すべき税額を期限内に納付しなかった場合、無申告加算税や延滞税などのペナルティが課せられます。

(参照)確定申告を忘れたとき・延滞税について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2024.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/osirase/9205.htm>

悪質な脱税等の場合には、懲役や罰金などの刑事罰などが科せられる可能性もあります。(所得税法238条など)

④確定申告をしない場合-2

当社からライバーの方へ支払った報酬に関しては、当社から税務署へ報酬金額を記載した資料を提出するため、いくら報酬を受けているのかは税務署が把握できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hotei/7431.htm>

そのため、確定申告をしないと、税務署から問い合わせが行くことになります。

確定申告をしていないなどの事実が発覚した場合、当社としてライバーの方のアカウント停止や契約解除などの措置をとることがあります。

⑤確定申告などの税務相談について

税理士法によって、税理士（税理士法人も含む、以下同様）以外の者が行うと違法になる業務があります。

税務書類の作成代行、税務相談などが主なものです。

※詳細はこちらを参照

<https://www.nta.go.jp/taxes/zeirishi/zeirishiseido/ihan/qa02.htm#a2-1>

当社の担当者は、確定申告の書類作成を手伝ったり、税金に関する相談に対応することはできません。

税金に関しての疑問は、税務署に問い合わせるか、税理士などの専門家(※)にご相談ください。

(※)別紙で当社が紹介する税理士をまとめています。

⑥税務署などの問い合わせ先

税務署への問い合わせは、こちらの国税庁のページを参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/denwa-sodan/index.htm>

その他、所得税については、こちらのページにもまとまった情報がありますので、必要に応じて参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shotoku.htm>

確定申告時期に多い問い合わせ事項Q&A

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/qa/01.htm>

⑦税理士を探す方法

税理士を探す場合には、インターネットの検索で、「税理士 ○○(地名)」といったキーワード検索で最寄りの税理士を探すことができます。

または、こういったサイトで税理士検索することも可能です。

日本税理士連合会検索サイト

<https://www.zeirishikensaku.jp/>

税理士ドットコム

<http://www.ze-risi.com/>

⑧源泉徴収票について-1

「源泉徴収票」を発行してください、という問い合わせをされるライバーの方がいます。

源泉徴収票は、給与所得者に対して発行するもので、当社がライバーの方に支払う報酬は、「給与」には該当しないため(※)、源泉徴収票は発行しません。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hotei/1/04.htm>

年間の報酬金額に関しては、2月上旬を目途に連絡する予定です。確定申告に必要な場合には、そちらの情報を参照ください。

⑧源泉徴収票について-2

(※) 当社のライブ配信報酬は所得税法第204条第1項第5号の報酬・料金に該当します

また、イベントで獲得した賞金・賞品は同第204条第1項第8号の賞金に該当します

[所得税法第204条第1項の各号](#)

⑨よくある質問

Q.

報酬は源泉徴収されているので、確定申告は必要ないのでは？

A.

源泉徴収は、毎月一律の税率で概算金額を徴収しているものです。
実際の税金は年間分を計算した上で納税する必要があります。

年間の所得金額に基づいた税金額が、毎月の報酬から源泉徴収された分よりも大きい場合には、追加で納税する必要があります。

国税庁のこちらのページに、所得金額に応じた所得税の税率が記載されていますので、参照ください。（復興所得税と住民税は別途発生します）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>

⑩ 注意点

- ・対象

非認証ライバーとしての活動を経て、認証ライバーになった方へ

確定申告にあたっては、非認証ライバーとして得た収益も所得として申告する必要があります。

非認証ライバーとして獲得した収益については、「マイレベニュー」の画面から確認することができます。

[マイレベニュー確認方法](#)

⑪報酬問い合わせについて

報酬の問い合わせ先について

認証ライバーさまはID、氏名をご明記の上、
payment.jp@17.live
へメールにてお問い合わせください。

・それ以外のかたは
<https://www.17media.jp/otoiawase/contactapplication/>
より必要事項をご記入の上お問い合わせください